

令和4年 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
11	R4. 2. 22	R4. 3. 4	○（旧（仮称）○）（三鷹市○-○-○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成4年2月28日第29号）のかがみ及び検査結果書 2 打合せ・中間検査等結果報告書（平成3年12月5日実施）	4	●						●		●								（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （4号）届出者及び通知受領者印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課
12	R4. 2. 25	R4. 3. 4	府中市における地階を除く階数が5以上の部分に共同住宅の用途が存する防火対象物の建物名称等の一覧表（令和4年2月24日現在）	10	●						●										（2号）建物名称は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	東京消防庁予防部予防課
13	R4. 2. 25	R4. 3. 7	○（東京都中央区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（平成30年10月17日30京築（報）第69号）	16	●																	東京消防庁予防部査察課
14	R4. 3. 1	R4. 3. 7	○（東京都北区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和2年2月12日31羽予（報）第931号） (2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年3月18日2羽予（報）第960号） (3) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年2月14日3羽予（報）第1212号）	30	●																	東京消防庁予防部査察課
15	R4. 2. 21	R4. 3. 7	○（江東区○-○-○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成17年2月23日第905号）のかがみ、試験結果報告書、配置図及び平面図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成17年2月23日第906号）のかがみ、試験結果報告書、系統図及び平面図	31	●						●		●								（2号）住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （4号）共同住宅の共用部及び住宅の部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課

令和4年 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
16	R4.2.25	R4.3.7	○（新宿区○-○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和63年6月23日第109号）の平面図、立面図及び断面図	8	●						●		●								（2号）住宅部分及び断面図の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （4号）住宅の共用部及び断面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
17	R4.3.1	R4.3.7	1 ○（渋谷区○-○-○）に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等着工届出書（昭和59年12月3日第690号） (2) 消防用設備等着工届出書（昭和60年1月17日第16号） (3) 消防用設備等設置届出書（昭和60年5月11日第927号） (4) 消防用設備等設置届出書（昭和60年5月20日第1003号） (5) 消防用設備等設置届出書（昭和60年5月20日第1007号） (6) 消防用設備等設置届出書（昭和60年5月20日第1008号） (7) 消防用設備等設置届出書（昭和60年5月22日第1019号） 2 ○（渋谷区○-○-○）○に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等設置届出書（平成11年10月1日第2202号） (2) 防火対象物工事等計画届出書（平成19年7月17日第312号） (3) 防火対象物使用開始届出書（平成19年7月17日第404号）	230	●																東京消防庁予防部予防課	
18	R4.3.2	R4.3.8	東京消防庁本所消防署緑出張所庁舎（仮称）（3）改築給排水衛生設備工事の積算内訳書、別紙明細書、代価表、共通費計算書、見積比較表	70	●																東京消防庁総務部施設課	
19	R4.2.24	R4.3.8	○（東京都葛飾区○丁目○番○号）、○（東京都足立区○丁目○番○号）、○（東京都足立区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成26年4月9日26足大（防）第10号）、消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成30年11月8日30足大（防）第103号）	76	●						●		●								（2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼす恐れがあるため （4号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課

令和4年 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
45	R4.3.18	R4.3.24	○（渋谷区○-○-○）に係る以下の公文書 1 消防用設備等着工届出書（昭和57年2月23日第63号）の各階設備図 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成30年6月18日第578号）の地下1階防災設備図	9	●																東京消防庁予防部予防課	
46	R4.3.14	R4.3.25	○（世田谷区○-○-○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成3年4月17日第114号）のかがみ、仕上表及び図面一式	16		●					●		●								（2号）住宅部分、断面図等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （4号）住宅の部分及び共同住宅の共用部等は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
47	R4.3.15	R4.3.25	○（江東区○-○-○）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和63年9月20日第186号）のかがみ、工事概要、案内図、外部仕上表及び内部仕上表	7		●															（2号）内装仕上表の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課
48	R4.3.17	R4.3.28	○（港区○-○-○）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用（変更）届出書その1（平成元年11月16日第4011号） 2 電気設備設置（変更）届出書（平成元年11月24日第3081号）	51	●																東京消防庁予防部予防課	
49	R4.3.16	R4.3.29	○の消火栓がこわされている事を令和4年2月○日119番通報して大森消防署が確認したが、どの様な指導をしたのか令和4年3月○日に見たが指導したけいせきがない。 上記の大森消防署が指導した内容がわかる書類。	0					●												当該公文書は実施機関では作成しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課

令和4年 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
50	R4.3.16	R4.3.29	令和4年2月〇日～令和4年3月〇日の間に〇の違法消防設備（地下の消防ポンプ1台故障、消火栓の使用ができない。消防用連結送水管前のホークリフトパレットによる消火活動ができない。）旨の消防署の立入結果通知書	0				●										当該公文書は実施機関では作成しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
51	R4.3.16	R4.3.29	令和4年2月〇日～同年2月〇日間に〇に大森消防署が出した立入検査にかかわる書類	0				●										当該公文書は実施機関では作成しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
52	R4.3.16	R4.3.29	〇に2017年まで使用できる旨の古い消火器があると消防署（大森消防署予防課）に連絡したが令和4年2月〇日も使用できると〇が主張しているので大森消防署はいかなる指導をしているのか？大森消防署が〇に指導した記録	0				●										当該公文書は実施機関では作成しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
53	R4.3.16	R4.3.29	〇の誘導灯は平成10年頃に製造中止になっている。古い誘導灯で型式しっこうで使用できないことになっているが、大森消防署は消防違反を黙認しているので消防違反の黙認同意書	0				●										当該公文書は実施機関では作成しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課
54	R4.3.4	R4.3.30	火災調査書類（令和4年2月28日3成予第232号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2 出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3 現場見分調査（別記様式第18号及び別記様式第26号） 4 鑑識見分調査（別記様式第18号及び別記様式第26号） 5 現場質問調査（別記様式第19号及び別記様式第26号） 【質問年月日・時間：令和4年1月8日 9時30分から9時40分まで】 6 現場質問調査（別記様式第19号及び別記様式第26号） 【質問年月日・時間：令和4年1月8日 9時40分から9時50分まで】 7 現場質問調査（別記様式第19号及び別記様式第26号） 【質問年月日・時間：令和4年1月8日 9時50分から10時00分まで】 8 出火建物・避難状況等調査（別記様式第21号及び別記様式第26号） 9 建物・収容物損害調査書（別記様式第23号）	46		●					●	●	●					（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （4号）出火箇所等は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、利用者の安全を脅かす恐れがあると認められるため （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課

